

被災代替家屋特例適用申告書

年 月 日

札幌市長（宛）

（申告者） （フリガナ）
氏名又は名称

印

住所又は所在地

〒

電話

—

—

個人番号又は法人番号
（右詰で記載）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

により被害を受けた家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋について、札幌市税条例第60条の3の規定により申告します。

記

納税義務者	氏名 (名称)	被災家屋の所有者との関係 ()			
	住(居)所 (所在地)	〒			
代替家屋	所在地	札幌市 区			
	家屋番号		床面積	m ²	
	構造		種類(用途)		
	取得・改築年月日	年 月 日	共有持分		
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他 ()			
他市町村への申告		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(平成 年 月 日申告 市町村)			

被災家屋	所有者の氏名(名称)					
	所有者の住(居)所又は所在地					
	所在地	(家屋番号:)				
	種類(用途)		床面積	m ²	共有持分	
	処分方法	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月 日処分				

震災、風水害、火災その他の災害（以下「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、被災区域内に当該震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に、当該被災家屋に代わるものとし市長が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得し、又は改築した場合、当該代替家屋が取得等された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4年度分に限り、2分の1に相当する額を当該代替家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。（市税条例第60条の3第1項）

1 被災家屋の所有者等（政令第52条の13の3第1項）

- (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) 被災家屋の所有者に相続があったときにおけるその者の相続人
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

※ 被災家屋の所有者とは、震災等発生日現在の所有者をいう（震災等発生日現在で家屋を所有しておらず、震災等発生日後に新たに取得した場合は対象となりません。）。

2 被災区域（政令第52条の13の3第2項）

震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域をいう。

3 被災家屋の要件

原則として災証明書が「半壊」以上であること（又は、被災年度分の固定資産税・都市計画税において、減免が適用される程度（損害割合20%以上）の被害を受けていること）

4 代替家屋の要件

- (1) 取得した家屋
 - ・ 原則として被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であるもの
 - ・ 被災家屋が取り壊し又は売却等の処分がなされていること
- (2) 改築した家屋
 - ・ 改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

5 適用を受ける部分に係る税額（政令第52条の13の3第3項）

代替家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額に、被災家屋の床面積を代替家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が1を超える場合は、1）をそれぞれ乗じて得た額

6 家屋の床面積の取扱い（政令第52条の13の3第4項、省令第15条の4の2第1項）

- (1) 区分所有者が所有し、又は所有していた専有部分の床面積の割合により共用部分をあん分した床面積を当該専有部分の床面積に算入する。
- (2) 共有物である家屋の場合、共有者が有している、又は有していた共有持分の割合によりあん分した床面積をいう。

7 その他の減額措置の対象となる場合（法附則第15条の11）

地方税法第352条の3以外の条項により、減額措置が適用される場合には、重ねて適用されます。

8 添付書類（写しで可）（政令第52条の13の3第5項、省令第15条の4の2第2項）

- (1) 被災家屋が震災等により被害を受けたことを証する書類
⇒ 災証明書、減免の適用を受けた事実を確認できる書類等
- (2) 被災家屋が存在したことを証する書類
⇒ 被災年度分の評価証明書等
- (3) 被災家屋の処分を確認できる書類
⇒ 解体契約書、売買契約書、解体完了通知書等
- (4) 被災家屋が複数の種類（用途）を有する場合
⇒ 「被災代替家屋特例適用申告書」の床面積内訳申出書
- (5) その他
 - ・ 震災等が発生した年の1月2日から震災等発生日の前日までの間に取得し、被災した家屋については、震災等発生日に被災地に所在、所有していたことを証する書類
⇒ 不動産登記簿謄本、建築請負契約書、売買契約書等
 - ・ 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であることを証する書類
(相続人)
⇒ 戸籍謄本（法定相続情報証明で代用可）及び遺産分割協議書
(代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族)
⇒ 戸籍謄本（法定相続情報証明で代用可）及び住民票
(合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等)
⇒ 登記事項証明書

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※ 必要に応じて被災家屋の存在した市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

9 提出期限

代替家屋を取得又は改築した日の属する年の翌年の1月31日

10 記載要領

申告者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。